

令和 6 年度

水国淨 第 2024-1 号

国見浄水場排水汚泥運搬業務委託

特記仕様書

仙台市水道局

浄水部 国見浄水課

## 目 次

### 第1章 一般事項

- 1. 1 適用範囲
- 1. 2 共通仕様書との関連
- 1. 3 予定価格算出に使用した積算基準書について
- 1. 4 業務履行の場所
- 1. 5 履行期間
- 1. 6 完了検査
- 1. 7 支払条件
- 1. 8 運搬条件
- 1. 9 作業時間
- 1. 10 腸管検査成績書の提出
- 1. 11 業務現場内入場について
- 1. 12 環境配慮について
- 1. 13 施設の保全
- 1. 14 業務従事者について
- 1. 15 事前調査
- 1. 16 提出書類
- 1. 17 現場代理人及び主任技術者について
- 1. 18 契約締結時点における設計単価変更の取扱いについて
- 1. 19 安全管理について
- 1. 20 発生汚泥の処理について
- 1. 21 産業廃棄物の種類
- 1. 22 受注者の事業範囲
- 1. 23 収集・運搬過程における積替保管
- 1. 24 適正処理に必要な情報の提供
- 1. 25 契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い
- 1. 26 障害者差別解消法について
- 1. 27 ウィークリースタնスの取り組み運用について
- 1. 28 再委託について
- 1. 29 共通仕様書における「官公庁等への手続き等」の補足について
- 1. 30 その他

### 第2章 業務内容

- 2. 1 業務概要
- 2. 2 業務の対象施設及び設備
- 2. 3 業務の内容及び範囲
- 2. 4 業務報告書
- 2. 5 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト使用の場合）
- 2. 6 その他

## 第1章 一般事項

### 1. 1 適用範囲

- 1) 本特記仕様書は、「水国浄 第 2024-1 号 国見浄水場排水汚泥運搬業務委託」に適用するものである。
- 2) 本業務は、仙台市水道局契約規程に基づく契約図書及び設計図書に基づき行うものとする。

### 1. 2 共通仕様書との関連

- 1) 本特記仕様書に記載していない事項については、「仙台市水道局 維持管理業務委託共通仕様書（令和5年5月版）」に基づくものとする。
- 2) 本特記仕様書と「仙台市水道局 維持管理業務委託共通仕様書（令和5年5月版）」との間に相違点があれば、監督員と協議する。

### 1. 3 予定価格算出に使用した積算基準書について

本業務は、仙台市水道局積算要領集（公開図書）に基づき下水道管路管理積算資料2023により予定価格を算出している業務委託であり、令和5年12月単価を採用している。

### 1. 4 業務履行の場所

仙台市青葉区国見 6 丁目 12  
仙台市青葉区芋沢字中原 24

### 1. 5 履行期間

着手の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

### 1. 6 完了検査

受注者は、契約書第19条の規定に基づき、原則として履行期間末日の10日前（末日を含む）までに業務完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

### 1. 7 支払条件

本業務の契約は、1m<sup>3</sup> 当り単価契約とする。また、本業務においては、契約金の支払いは 12 回とし、毎月の部分完了後に支払うものとする。なお、毎月の支払い額は運搬量に契約単価を乗じて算出した金額に、100 分の 110 を乗じた金額の円未満の端数を切捨てて得た金額とする。

## 1. 8 運搬条件

本業務の予定運搬量は、年約 5,900 m<sup>3</sup> とする。通常は濃縮汚泥貯留槽より月 500 m<sup>3</sup> 程度の運搬量とし、濃縮槽からの搬出も加えた月は 1,400m<sup>3</sup> 程度の運搬量とする。

運搬回数は通常（濃縮汚泥貯留槽からの運搬）は週 2～3 回程度とし、濃縮槽からの搬出も加わる月（年 2 回程度）は、濃縮槽汚泥が無くなるまで毎日運搬を行うものとする（土日祝日を除く）。

諸般の事情により運搬量及び運搬回数を変更する場合があるが、予定数量の保証は行わない。

## 1. 9 作業時間

本業務においては、原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし前記以外の時間に作業を行う必要が生じた場合は、監督員の承諾を得るものとする。作業は、浄水処理業務に支障無い様考慮する。

## 1. 10 腸管検査成績書の提出【要・不要】

本業務においては、保健所・病院等において予め腸管検査（赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌）を行いその検査成績証明書を提出しなければならない。

なお、検査成績証明書の有効期限は概ね 6 ヶ月であり 6 ヶ月毎に提出しなければならない。

※本市水道局の他の現場で提出したもので 6 ヶ月未満のものについては原本の提出先を明記した上で写しが使用できるものとする。

## 1. 11 業務現場内入場について

受注者は業務関係者以外の不審人物の進入防止を図るため、入場する者全てについて入場者記録簿の提出及び、ネームプレート（入場許可証）等を着用させるものとする。腸管検査対象の業務に関しては、入場者記録簿へ腸管検査の受診の有無を記載する。なお、作業時カッパ等でネームプレート等の着用が難しい場合は、発注者と協議し、作業前写真で全員が着用している撮影等の写真管理の対応を行う。

※ネームプレート記載事項（例）

- ①業務件名
- ②会社名（受注者）
- ③会社名（下請負業者）
- ④氏名
- ⑤履行期間（令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）
- ⑥腸管検査有効期限（令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）【腸管検査実施時】

## 1. 12 環境配慮について

受注者は、「仙台市環境行動計画」に基づき、環境配慮に関する要請書（公共事業等を行うに際しての環境配慮について）に掲げた要請事項を遵守するものとする。

### 1. 1.3 施設の保全

受注者は、業務に際し業務の場所周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう履行しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

### 1. 1.4 業務従事者について

正確かつ安全な業務履行のため、機器の仕様等を熟知した技術者及び技術員が作業に従事すること。

### 1. 1.5 事前調査

受注者は契約締結後、速やかに現地状況や設計図書を詳細に調査検討しなければならない。万一、設計図書の不具合等を発見した場合は、監督員に報告し対処の指示を得なければならない。報告を怠って業務を履行したために生じる損害等については、全て受注者の負担とする。

### 1. 1.6 提出書類

本業務においては、下記の書類を提出しなければならない。

#### 1) 「維持管理業務委託共通仕様書」に様式が定められたもの

- [1] 着手届等（業務担当者届、現場代理人の経歴書、業務履行計画表）
- [2] 業務計画書
- [3] 建退共証紙関係書類一式
- [4] 業務履行報告書（単価契約に基づく出来高払い用）  
業務の報告書類（写真等）とするものを添付
- [5] 業務完了届
- [6] 委託業務成果物引渡書
- [7] その他、提出の必要が生じたもの

#### 2) 「維持管理業務委託共通仕様書」に様式の定めがないもの

- [1] 使用車両の車検証の写し
- [2] 作業従事者一覧
- [3] 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- [4] 産業廃棄物管理票（マニフェスト）※紙マニフェスト使用の場合のみ
- [5] 請求書
- [6] 必要が生じ、監督員が指示したもの

### 1. 1.7 現場代理人及び主任技術者について

受注者は、現場代理人及び主任技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、必要な知識や経験等を有する者を配置しなければならない。

また、業務担当者届には、現場代理人等の経歴書に、資格者証の写しを添付とともに、監督員に資格者証、健康保険被保険者証、標準報酬決定通知書又は市町村民税等の特別徴収税額通知書等（原則、原本とする。）を提示し、直接的かつ恒常的な雇用関係があることの確認を受けるものとする。

## 1. 18 契約締結時点における設計単価変更の取扱いについて

本業務は、契約締結時点における設計単価変更を行い、業務委託料を契約変更することができる業務である。

なお、変更対象とする設計単価は、労務単価、資材単価、市場単価、複合単価及び機械賃料等する。なお、歩掛、処分費及び業務毎に見積又は特別調査により策定した単価は、原則、変更の対象としないものとする。

受注者は、業務委託料の変更協議を請求する場合は、以下のアドレスから様式をダウンロードし発注者（監督員）に提出すること。なお、変更協議を請求できる期間は、当初契約締結日から起算し30日以内とする。

([https://www.suidou.city.sendai.jp/nx\\_image/07-jigyousha/07-310-2016-0406-2.zip](https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_image/07-jigyousha/07-310-2016-0406-2.zip))

## 1. 19 安全管理について

受注者は、本特記仕様書に「業務に伴う留意点」の記載がある場合、その具体的対策を業務計画書の安全管理欄に記載すること。

また、本業務履行に関してリスクアセスメント（労働安全衛生法第28条第2項による）を実施し、リスクアセスメント実施一覧表（参考様式）を自由書式にて作成し、業務計画書の安全管理欄に記載すること。

なお、同一覧表に記載したリスク低減措置について、対応措置及び措置実施日を追記した一覧表と、措置実施が確認できる資料（写真、実施の記録等）をあわせて、完了前に監督員に提出すること。

※厚生労働省リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

(<https://www.mhlw.go.jp>)

### 「業務に伴う留意点」

- ・開口部及び高所から転落の恐れがある。
- ・汚泥運搬中、一般車両及び歩行者と接触事故をおこす恐れがある。
- ・吸引ホースにつまずき、転倒する恐れがある。

## 1. 20 発生汚泥の処理について

本業務の履行にあたり、中原浄水場天日乾燥床に運搬する汚泥は、産業廃棄物の対象となるため、受注者は原則として公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が運営する電子マニフェストシステム（JNET）を利用して実施するものとする。

受注者は、加入証の写しを受注者に提出するとともに、任意の様式にて加入者番号及び公開確認番号を発注者に提出すること。

なお、電子マニフェストを利用できない場合には、紙マニフェストを使用するものとする。

## 1. 21 産業廃棄物の種類

- (1) 種類 . . . . . 汚泥（浄水発生汚泥）
- (2) 数量（発生予定数量） . . . 約 5,900 m<sup>3</sup>

ただし、上記数量は予定数量であり変動を生ずる場合があるが、予定数量の保証は行わないものとする。

## 1. 2 2 受注者の事業範囲

受注者は、産業廃棄物収集運搬業の許可を証するものとして、許可証(写し)を速やかに発注者に提出する。それを受けた発注者は、下記の表に追記したうえで受注者と契約する。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証(写し)を発注者に提出し本業務委託契約書に添付する。

収集運搬に関する事業範囲（産廃）

許可政令市	仙台市	許可都道府県	宮城県
許可の有効期限		許可の有効期限	
事業範囲		事業範囲	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	

## 1. 2 3 収集・運搬過程における積替保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わないものとする。

## 1. 2 4 適正処理に必要な情報の提供

- (1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報をあらかじめ受注者に提供する。
  - ① 産業廃棄物の発生工程・・・・・・・・・・・浄水発生土
  - ② 産業廃棄物の性状及び荷姿・・・・・・・・・・・汚泥（3～10%程度）、バラ
  - ③ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項・・・多少の水分の蒸発
  - ④ 混合等により生ずる支障・・・・・・・・・・・なし
  - ⑤ その他取扱いの注意事項・・・・・・・・・・・保護メガネ、手袋着用等
- (2) 発注者は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用の観点から委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対して速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生じるおそれがある場合の性状等の変動幅の範囲についてあらかじめ協議の上定めることとする。
- (3) 発注者は、委託する産業廃棄物マニフェストの電子マニフェストへの登録事項は正確にもれなく登録（紙マニフェスト使用の場合は記載）することとし、虚偽または登録漏れがある場合、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの登録修正を発注者に求め、修正内容を確認の上委託物を引取ることとする。

## 1. 2 5 契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い

- (1) 受注者の義務違反により局が解除した場合
  - ① 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の義務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- ② 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
  - ③ ②の場合、発注者は当該事業者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもつて、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行い、その負担した費用を受注者に対して償還を請求するもとする。
- (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合
- 受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

#### 1. 26 障害者差別解消法について【対象・対象外】

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市水道局職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

#### 1. 27 ウィークリースタンスの取り組み運用について【対象・対象外】

本業務は、ウィークリースタンスの取り組み運用の対象業務であることから、「ウィークリースタンスの取り組み運用」に基づき取り組むものとし、詳細は以下によるものとする。

([https://www.suidou.city.sendai.jp/nx\\_image/07-jigyousha/07-310-02.zip](https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_image/07-jigyousha/07-310-02.zip))

#### 1. 28 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、本業務の遂行にあたり必要となる業務運営及び現場・工程管理等業務全般においての判断・決定等に関する部分及び、産業廃棄物の収集運搬に関する部分をいう。

#### 1. 29 共通仕様書における「官公庁等への手続き等」の補足について

- 1) 労働基準監督署から受注者に対して、使用停止命令、是正勧告書、是正報告書、指導票等が発せられたときは、その書面の写しを監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、その写しを提出しなければならない。
- 2) 上記 1)の他、受注者に対して法令による不利益処分、またはこれに類するものがなされたときについても同様とする。

#### 1. 30 その他

本業務の履行は、浄水処理業務に支障の無いように監督員と十分な打ち合わせのうえ計画し、行うものとする。

## 第2章 業務内容

### 2. 1 業務概要

本業務は、国見浄水場（排水処理施設）の濃縮汚泥貯留槽または濃縮槽から濃縮汚泥を強力吸引車に積込み、中原浄水場内の天日乾燥床に運搬、張込みするものである。

### 2. 2 業務の対象施設及び設備

仙台市青葉区国見6丁目12	仙台市水道局 国見浄水場排水処理棟
仙台市青葉区芋沢字中原24	仙台市水道局 中原浄水場天日乾燥床

### 2. 3 業務の内容及び範囲

本業務の業務範囲は、国見浄水場（排水処理施設）の濃縮汚泥貯留槽または濃縮槽から濃縮汚泥を強力吸引車に積込み、中原浄水場内天日乾燥床まで運搬し、当該池に張込むまでとする。なお、汚泥の吸入に際して、濃縮汚泥貯留槽については付属している汚泥取出し用ホースにより行うものとする。濃縮槽については受注者によりホースを準備し、槽の中に入れて吸引するものとし、積込みに量については、本局監督員の指示によるものとする。よって清掃は含まない。

また、汚泥の張込みは指定した天日乾燥床に張込み用のホースをセットし、それを強力吸引車に接続して張込むものとする。

運搬経路については、受注者が業務計画書で明示すること。

### 2. 4 業務報告書

業務履行報告書、業務日誌、業務写真を提出すること。

### 2. 5 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト使用の場合）

受注者は、(社)全国産業廃棄物連合会の発行する産業廃棄物管理票（マニフェスト）をもって管理し、運搬ごとに記載し月末をもって集計し提出すること。

#### ※記載事項

1) 排出者	仙台市水道局 〒 982-0015 仙台市太白区南大野田 29 番地の 1 TEL 022-748-1111
2) 排出事業場	仙台市水道局国見浄水場（排水処理施設） 〒 981-0943 仙台市青葉区国見 6 丁目 12 番地 TEL 022-234-4236
3) 産業廃棄物の種類	汚泥
4) 数量	出来高ごと
5) 荷姿	バラ
6) 産業廃棄物の名称	汚泥
7) 有害物質等	なし

- 8) 処分方法 天日乾燥  
9) 中間処理施設名 仙台市水道局中原浄水場  
〒 989-3212 仙台市青葉区芋沢字中原 24  
TEL 022-394-2507  
10) 運搬受託者 契約書のとおり  
11) 運搬先事業場 9)に同じ

## 2. 6 その他

- (1) 本業務においての運搬対象となる汚泥は産業廃棄物の対象となるので、業務遂行にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し適正に処理すること。
- (2) 業務上必要とされる特記なき機材及び消耗品雑材等は、受注者において全て準備すること。
- (3) 受注者は現場の保全に努め、積みこぼしや積み残し等には十分に注意すること。
- (4) 車両の道路通行にあたり、受注者は道路交通法を遵守し、一般車両、通行人、地域住民等の安全確保には十分に配慮し努めること。

以 上